

令和元年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年8月1日（木）13時32分から14時12分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員（18名）

| | | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|
| 会長 | 19番 原 心一 | | | | | | |
| 会長職務代理 | 7番 森安 正 | 11番 山崎 彰 | | | | | |
| 委員 | 1番 水田 義郎 | 2番 平山 則雄 | 3番 横山 実男 | | | | |
| | 4番 森田 良彦 | 6番 堤 昭雄 | 8番 宗石 和彦 | | | | |
| | 9番 西村 広幸 | 10番 西岡 久 | 12番 三木 克司 | | | | |
| | 13番 上島 陽子 | 14番 鍵山 佳広 | 15番 小松 和啓 | | | | |
| | 16番 三谷 富重 | 17番 山内 茂 | 18番 岡本 博臣 | | | | |

4. 欠席委員（1名）

5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長 開会（13時32分）
皆さん、こんにちは。定刻が参りましたので会を進めたいと思いますが、まだ1人、上島さんが出席をされておりませんけども、ただ今より会を始めたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。
梅雨が明けてから大変暑い日が続いておりまして、皆さん方も健康管理にですね、大変注意をされなあいかんというふうな時期になりました。ご無理をせずにですね、農作業を進めていただきたいと思います。これからまた、いろいろと忙しい時期にもなりますけれども、どうかよろしくお願ひをしたいと思います。本日、岡田さんがですね、本日も欠席をしております。実は退院はされておりますけれども、まだコルセットをはめちゅうというような関係で座つておるのになんか当たって痛くなるというふうなこともありますね、そういう

ことで欠席をされておりますが、ご報告をしておきます。また推進委員で大倉さんが怪我をされたというふうな話を聞いておりますけれども、詳しいことについては、まだあまり伝わってきておりませんが、奥さんと娘さんが農業委員会に来られてですね、ちょっと重病のような感じでお話をされておるというふうなことです。少し様子を見させていただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは本日の会をですね、順次、進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。今日のですね、議事録の署名人は堀委員さんと宗石委員さんにお願いをしますのでよろしくお願ひを致します。それでは順次会に進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。第8回の本日の会、順次議案に沿いまして進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による申請についての説明をお願いをします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町須江字北ムロヤ194番5、地目は田、面積は317m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は4,009m²、譲渡理由は相手方の要望、經營縮小、譲受理由は經營規模拡大、資料は1で10a当たり602,524円で総額191,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

これ、資料の航空写真を見るとですね、家が建ってる部分もあると見えるんですけど、この部分はどうするがです。

事務局

補足説明致します。写真資料の1-1をご覧ください。航空写真が古い写真となってまして、今、申請地の194-5の北側、写真で見る上側の建物は全部取り壊しております。それと194-5の中にある倉庫も全て取り壊しております。あの非農地のところで申請が出てくるんですけども、家の建っているところは宅地、農地の、写真で見て下側、道が、公衆用道路が通ってるんですが、そこは公衆用道路として非農地申請が出ております。この申請農地ですね、右上に見えている屋根のお家が[REDACTED]さんのお家となります。以上です。

議長

はい、わかりました。航空写真では家が建っているように見えるけど取り壊しをされちゅうということで判断をしていいわけですね。他に何かご質問はありませんか。何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので採決に入りって構いませんか。

――異議なし――

議長

はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字奥ノ宮145番口、地目は畠、面積は71.4m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

転用目的

的は太陽光パネル184枚、パワーコンデショナー6台、転用事由は「昭和12年に譲渡入らの父親が相続して果樹を少し栽培していたが、住まいもあり、遠方のため、積極的に農地として活用していなかった。その後平成27年に現在の所有者である譲渡入らが相続したが、2人とも県外在住であり、耕作も管理も行き届かない状態である為、何らかの有効活用できないかと考え、太陽光発電設備設置のため譲渡することとした。」ということです。農地区分は他の農地（第2種農地）、調査員は堤委員で資料は2です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地（第2種農地）になります。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町加茂字ソシロダ76番、地目は田、面積は41.6m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

転用目的

は 農業用施設、転用事由は「現在、譲受人はニラ栽培のためのハウスの資材を保管する場所がなく、農地に放置し、その農地が耕作できない状態なので申請地に簡易なパイプハウスを建てて資材を保管したい。また、既存の農業用倉庫はニラの出荷作業のための作業場として利用したい。」ということです。農地区分は農用地区域内農地、調査員は鍵山委員で資料は3です。

以上です。

議長 すいません、補足説明を堤委員からお願いしたいと思います。

委員（6番） 資料2-1を見て下さい。場所は談議所で旧道と国道がちょうど交じおうて、ローソンがあります。ローソンの駐車場の隣になりますが、ここはですね、隣接する農地の所有者が2件あります、1件は判をもらってるようですが、もう1件が判をもらえんということで、私も両方もらえたなら判をつきますと言うてあったんですが、全然言うてこんので、どうしたのかなと思いよったら、そのまま農業委員会の方へ許可申請についてという資料2の4・5をつけて出てきます。資料2の3の上側の写真を見て頂いたら分かると思いますが、この赤線道の右、水路を挟んで1462番というところの人の判をもらってるようですが、1431-2、この上段の人の判はもらってないということで、その理由をつけてここへ、2の防除計画書の方へ説明をしています。

2点、まず、排水の件とそれと登記をちゃんとせえというようなことで、それには赤線が間にありますので、この申請人にはあまり関係がないということで防除計画で出てきます。まあそのようなことですので、上手いこと説明できませんが、以上です。

議長 はい、2番、鍵山委員、すいません。

委員（14番） 資料3をお願いします。資料3の2番ですか、2番のところに建物が建っていますが、これはちょっと地元でも昔から問題があったんですけども、もともと合同庁舎へ上がっていく広い道がありますけども、そこの拡張の時に上に住

んでた方が、移転をしなくてはいけないということで地元の方が中をとりましてここにプレハブを建てました。そこで住んだりもしてたんですけども、そこに泥棒が入るということでこのプレハブを閉むように建物が建ってます。家もその方2軒別に持つてたんですけども、ここでも住んでいたそうです。その方は亡くなりまして、相続された方が、今回2年前位から、売りたいということで自分も探して、[REDACTED]、お父さんにも相談しましたけど、まあ、なかなかちよつと買えんと、買うつもりは無いということでしたけども、息子さんの方が、ニラの作業場にしたいということで、中もね、見ましたけど、ちょっとのうが悪いところですけども、作業場としては使えるのではないかと思っています。それからハウスの資材等も、本当にどつかしこに、どつかもううてきたりして、いろんなところに置いてますわ。これをここにパイプハウスと、資料3-4ですかね、4を見てもろうたら、資材置き場として鉄骨の合掌ハウス、これももろうてきたもんなんんですけど、それを建てるのと、下の方にある、資材置場、これアルミパイプになってますけど、普通のパイプです。を建てて、その中に野積みにしているハウスの資材をしまいたい、それと自転車置場も作って作業場、休憩所を作りたいということです。隣接地の許可はもらっています。それから排水ですけども、今現在は、手前で、資料3-3のところに水路が見えてますけど、ここに、これ用水路ですけど、ここへそのまま流すようにしてますんで、排水につきましては用水路ではなく、他の排水専用水路までパイプを延長して流して頂くということになつてます。地元の人も一応、それで肩の荷がおりたじやないんですけど、そういうことです。よろしくお願いします。

議長

補足説明まで終りましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、議案第2号につきまして質問がある方は举手をお願いします。格段ありませんか。

堤君すいません、現場見られて、写真の、2-5に被害防除計画書等が出てますが、その上にですね、写真が載っていますよね。

委員（6番）

はい。

議長

この土地が1431-2の土地にいろいろ置いちゅうがよね。

委員（6番）

そうです。

議長

私もここ通った時に195号線のローソンのうしろに動かんようなコンバインとか田植え機が何台か座ってるのを前から見てますけれども、その本人としてはここはもう農地としては作らりやあせんがよね。現状では。

委員（6番）

はい、現状ではもうこういう物を置いてます。

議長

申請地との間には、境界のことできちんとう、トラブルじゃないけど、その境界をカチッしてくれえというふうな話が、1431-2の人からそういう申出が出来うらしかいけれども、この写真で見るとそんなに道がつえて境が分らんような状況ではないよね。

委員（6番）

では無いと思います。赤線道ヘメントを打ってますんで。

議長

これはあくまでも赤線と申請者の方の境をかっちりせいというのか、それとも赤線と1431の人がはつきりせえというのかわかりませんけども、これで見る限り、現場へ行ってはどうかわからんけど、写真で見る限り、カチッとされますよね。

| | |
|---------|---|
| 委員（6番） | はい。 |
| 議長 | はい。鍵山くん、すまん、この写真でよね、建つちゅう建物も一緒に使うってことよね、全部。 |
| 委員（14番） | はい、そうです。 |
| 議長 | 資料3-4の、図面を書いて、作業場とかいろいろ書いちゅうけれども、現在ある建物はどこがそう、資材置き場か物置、こっちニラの作業場、休憩所とかあるけんどよ。 |
| 委員（14番） | 資料3-2、②に写つちゅう、2つ連なった建物が作業場と休憩所の方です。それと資料3-3の奥に建っているのが、これでいうと物置の建物です。 |
| 議長 | 物置も建つちゅうということやね。 |
| 委員（14番） | はい、建ってます。物置の横の資材置き場とさっきあったニラ作業場の下側の2つと自転車置場を新たに作るということです。 |
| 議長 | 既設の建つちゅう物も含めてこういうように利用したいと。 |
| 委員（14番） | はい、そうです。 |
| 議長 | 他に何かご質問はありませんかね。 格段無いようですが、[REDACTED]の申請の分については建物から出てくる排水については用水路ではなくて排水路までパイプを延長してですね、持っていくということで地元の人は了解してということですので、その点については問題ないかと思います。何か他に質問があれば受けたいと思いますが、格段無いですか。 |
| | ――質疑なし―― |
| 議長 | 無いようですので、採決に入りたいと思いますのでご異議ございませんかね。 |
| | ――異議なし―― |
| 議長 | それでは議案2農地法第5条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。 |
| | ――全員挙手―― |
| 議長 | はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして議案第3号非農地証明願についての説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第3号 非農地証明願について説明致します。 1番、申請地は上佐山田町岩積字竹ノツゴ370番1、地目は畑、面積は21m ² 、利用状況は雑種地、所有者、[REDACTED]、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、面積も小さく農地として使用できる状態ではない為、昭和42年頃以前から植栽し、現在の状況になります。調査員は宮地 玄一郎推進委員で資料は4です。 |

2番、申請地は上佐山田町楠目字平田319番1、地目は畠、面積は608m²、外1筆、計2筆で合計707m²、利用状況は駐車場、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、高齢により、非耕作地となった後、平成11年2月頃から、自動車関連会社に駐車場として貸与して現在に至っている。調査員は堤委員で資料は5です。

3番、申請地は上佐山田町須江字北ムロヤ194番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は65m²、外1筆、計2筆で合計94m²、利用状況は宅地、公衆道路、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、申請地194番1は昭和44年以前から自宅建物が建っており、長年宅地の一部として利用されていたが、昨年秋ごろに取り壊してから露天駐車場として時々利用しており、農地として利用していない。また、194番6は20年以上前から、公衆用道路として利用されており、非農地状態である。調査員は三木委員で資料は6になります。

4番、申請地は香北町川ノ内字立石27番、地目は田、面積は224m²、外5筆、計6筆で合計2,351m²、利用状況は山林、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和40年頃、過疎化により川ノ内地区から他に移住した際、農地としての維持が困難になり、スギ、ヒノキを植林し、現在に至っています。調査員は平山委員で資料は7です。

5番、申請地は香北町吉野字坂本西ノ丸1048番1、地目は田、面積は486m²の内125.76m²、利用状況は宅地、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、申請地に建築した建物は農業用の倉庫であり、面積は200m²以内である。平成25年に農用地区域内農地用途区分変更(軽微な変更)の許可を得ています。調査員は宗石委員で資料は8です。

以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、補足説明をお願いしたいと思います。1番の宮地さんからお願いしたいと思います。

推進委員
(2番)

4-1ですね、1を見て頂ければ分かると思いますけども。ちょっとしたところなんんですけど、ここはですね、面積も小さいし、それから昭和42年以前からこういう状態になっちゃうってことで、周り周辺、特に影響を及ぼすところはありませんし、全然問題になることは無いと思いますけど。

議長

2番、堤さん。

委員(6番)

はい。資料5-1を見て下さい。ちょっとこれ、もうちょっと広ければ分かりやすいんですが、左の下に楠目の保育園の後とそれから、うどん屋さんがこの上有ります。国道と旧道とのちょうど中間で、ここはもう親戚というか娘婿さんが自動車やさんをやりゆうということで、平成11年頃から廃車したような車をたくさん置いてあります。周りに農地も無くて問題は無いと思います。ほんでもうひと筆の分は隣の、言うたら庭になります。問題は無いと思います。以上です。

議長

はい。すいません、三木さん

委員(12番)

補足説明を致します。資料の6-1のとりあえず下の写真を見ていただいて今日は1番最初に194の方を[REDACTED]さんが買うということで申請出てましたけれども、1番上の194-3というのが、もともと[REDACTED]さんの家だったところで、今、更地にしてここも[REDACTED]さんが購入して息子さんの家を建てるようになります。それに基づいて、194-1、ここも農地をするためのちょっとした倉庫を建てて機械を置きたいということで非農地証明が出てます。それを194-6の1番下ですけども、ここはもともと1枚の田でして、去年、家を見に行つ

た時には「さあここどうしよう」という話をされてましたけど、たぶん分筆したんじゃないろうかと思います。隣に西側田んぼがありますけども、そこへ行くための通路になってまして、そこはこのまま道路として、使うようにしないと隣の方が困るということで非農地証明を出されたということになります。一応ですね、これ全部、■さんから■さんに売買されるということは聞いてます。

議長　　はい、すいません、平山さん。

委員（2番）　資料ナンバーは7-1、7-2ですが、7-1と7-2をご覧いただけますと分かると思いますが、6月の24日に確認に行かしてもらいましたが、確認したところ、全て山林ということで、それと川ノ内についてはですね、もう全て住んでる人もおらん、別荘が1軒あると聞いておりますが、そういう関係からですね、問題は無いと思います。

議長　　ええと宗石さん。

委員（8番）　はい。場所は、195号線、吉野というところであります、青少年センターの入り口になります。この辺りは、去年も田んぼを宅地に下ろした許可がなっておりますので問題は無いと思われますが、その南側の田んぼが約1m50位の段がありますが、ここの方に判はもらってないのでどうなるか分かりませんので、協議をちょっとして頂きたいと思います。以上です。

議長　　はい、有難うございました。それでは非農地証明願いについてですね、皆さん方から質問を受けたいと思いますので、何かご質問はありませんか。それから最後のはしに宗石さんが言ったように何か同意をもらってないところがあるけれど、この件についての協議をお願いしたいということですので、その点についても併せて皆さん方からご意見があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。格段ありませんか。

――質疑なし――

議長　　格段無いようですが、宗石さん、他に意見が格段無かったというふうなことですね、かまんでしょうかね。宗石さんの方は、委員会で同意をいただければですね、それはかまんということになるろうか。

委員（8番）　はい、いいです。

事務局　　補足します。

議長　　はい。

事務局　　ここの非農地ですけども、ここの残りの農地区分はですね、今度売買の予定があつてですね、売買するのには、その非農地部分を除ける必要があるので、今回分筆して宅地分を除けて、農地で売買して、宅地の方も、倉庫も一緒に売買する予定になつてます。

委員（8番）　はい、わかりました。

議長　　事務局としては全然、格段問題ないわけやね、そういう方向でいくのは。

事務局　　問題ないです。

議長 はい、わかりました。何かご意見ありませんか。
格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか
ね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員拳手——

議長 はい、全員賛成です。どうも有難うございました。
続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。
1番、申請地は土佐山田町山田島字島626番、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,329m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、借入、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡し日ともに令和元年7月10日、解約理由は労力不足のためです。
以上です。

議長 以上説明が終わりましたが、この件につきまして皆さん方より何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かございませんかね。

委員（14番） はい、そうです。まだね、作物が残っては、いるんです。

議長 けど、最終的には誰かに貸さなあ、本人はよう作らんがやろう。

委員（14番） たぶん、青ネギの若い人らあが、借りてくれる予定だと思います。

長 わかりました。何か他に質問があれば受けたいと思いますが。

——質 疑 在 し ——

議長 格段無ければですね、報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思います。

続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町泰山町三丁目69番
2、地目は畠、面積は258m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は木造平屋建て住宅1棟、資料は9で調査員は事務局公文です。
以上です。

議長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何か皆さん方で
ご質問はありますかね。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですが、この案件につきましては市街化区域内の残っておった農地を今度、家を建てるために宅地化していくということになると思います。この件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説明をお願いをします。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

議案書の方が7ページになります。初めに農地流動化事業の売買についての説明です。

1番、権利の設定は所有権移転売買、譲渡人は[REDACTED]の方で、譲受人は[REDACTED]になります。香北町永野の田、面積2,075m²、売買価格は総額で700,000円。[REDACTED]が購入した後は、[REDACTED]さんが契約することになっております。

次に8ページに移ります。貸借による利用権設定について説明致します。

1番は、再設定で、土佐山田町岩次の農地4筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は3筆が5年、1筆が4年10ヶ月になります。前回の利用権設定の際に、貸借の時期がずれていたものを今回4筆全部を揃える、終わりを揃える形となります。

2番も再設定になります。土佐山田町佐野の農地3筆を、[REDACTED]さんが借り受け、米とケールを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

次に、9ページになります。3番、新規設定で、土佐山田町神母ノ木の田2筆、畑2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃貸借権で期間は1年です。

以上となります。

議 長 説明がありました、議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、が、この件についてご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段ありませんかね。格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異 議 な し -----

議 長 それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第7号その他の件ですが、事務局より説明をお願いします。

格段特に無いようですねこれから後ですね、意見交換会に入りたいと思いますが、少しの間休憩にしたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。今2時12分ですので、20分頃から始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（14時12分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心一



署

名

入

堤昭雄



署

名

入

原和彦

